

3. 事業地内において発生する諸制限

事業地内において発生する諸制限

建築等の制限

事業地内において都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築、その他工作物の建設、又は移動の容易でない物件の設置（5 t を超える物件）、若しくは堆積を行おうとする際は島根県知事の許可が必要になります。（都市計画法第65条）

土地建物等の有償譲渡についての制限

①平成24年12月15日（公告の翌日から起算して10日を経過した日）以降に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、その事項を施行者に届け出なければなりません。（都市計画法第67条）

→届出があった後、30日以内に施行者から届出をした者に先買いの通知があった時は、施行者と届出をした者の間に売買が成立したものとみなされます。

→届出をした者は、届出後30日以内は当該土地建物等を譲り渡してはいけません。

② ①の事項に違反すると50万円以下の過料に処せられます。（都市計画法第95条）